

入札公告 (郵便入札方式)

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。)第246条第1項の規定により公告する。

令和6年6月10日

福島県農業総合センター所長 小久保 仁子

1 入札に付する事項

- (1) 件名 化学分析業務(一般)単価契約
- (2) 予定数量 793件
- (3) 業務の内容 「入札説明書」及び「仕様書」による。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から現に参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 仕様書に定める業務又はこれと類似する業務を国、地方公共団体又は公共機関と過去5年以内に契約した実績がある者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、関係書類を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年6月21日(金) 午後5時
- (2) 提出場所 郵便番号963-0531 福島県郡山市日和田町高倉字下中道116番地
福島県農業総合センター事務部総務課
電話番号024-958-1706

(3) 関係書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 履行実績証明書及び該当契約書の写し

(4) 郵送提出方法

郵送で提出する場合は、書留郵便により上記(1)の提出期限までに必着とすること。

4 契約条項を示す場所

- (1) 場所 上記3の(2)に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書等の交付は上記で行うほか、福島県農業総合センターホームページ

ージにおいて公開する。

(2) 期間 令和6年6月10日(月)から令和6年6月21日(金)まで

5 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年7月2日(火)午前10時

イ 場所 福島県農業総合センター 1階会議室

(入札書は書留郵便により郵送するものとし、令和6年7月1日(月)午後5時までに必着とする。)

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県農業センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(1件当たりの単価)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県農業総合センター事務部総務課

電話番号 024-958-1706

ファクシミリ番号 024-958-1726

電子メール nougyou.centre@pref.fukushima.lg.jp

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2

（略）